

諸塚村立諸塚小学校いじめ防止基本方針

概要版

本校のいじめ防止基本方針は、宮崎県及び諸塚村いじめ防止基本方針を受け、児童の尊厳を保持する目的のため、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定する。

いじめの未然防止 いじめを生まない学校風土づくり

- 生徒指導の3機能を取り入れた授業推進**
 - 生徒指導の3つの機能(自己存在感、自己決定の場、共感的人間関係)を取り入れた授業
- 学校行事における取組**
 - 学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進
- 道徳・特別活動・児童が主体となった活動における取組**
 - 全ての教育活動を通じた道徳教育の充実
 - 学級活動、児童会活動等の特別活動で、いじめの問題について考え、議論する活動
 - あいさつ運動、ボランティアなどに対する支援
- 諸塚村ふれあい教育における取組**
 - M1～M4学習の小小連携・小中連携を通じた、協働の精神の育成と絆づくり
- 職員研修における取組**
 - 人権教育の教育内容・実践方法等についての研修の充実と教職員の資質能力の向上
 - SC、SSW等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上
- 保護者への啓発、就学前のガイダンス**
 - 保護者にする啓発
 - 就学前のガイダンス等の機会を捉えた取組
- インターネット上のいじめへの対策**
 - PTA総会や特別活動などを通じた情報モラル教育等啓発活動
 - 携帯電話やインターネット利用に係る実態把握と、対応・対策の周知、関係機関との連携

早期発見 いじめの積極的な認知

- 相談窓口**
 - 各教室と保健室
- アンケートと教育相談体制**
 - 毎月(8月を除く年間11回)なかよしアンケートと教育相談を実施
 - チェックリストによる日常的な観察により、気になる児童の随時教育相談
(※アンケート用紙・早期発見のためのチェックリストは別業)
 - 年3回、保護者に対してハートフルチェック(保護者による児童観察)を実施
(※チェック用紙は別業)
 - 特に必要な場合は、児童が希望する教職員や臨床心理士等による対応
 - 必ず教職員等が迅速に対応することを徹底
 - 短時間で正確な事実関係の把握をするため、複数の教職員で対応することを原則
 - 教職員間の連携と情報共有を随時実施

〈把握すべき情報例〉

- 誰が誰をいじているのか
(加害者と被害者の確認)
- いつ、どこで起こったのか(時間と場所の確認)
- どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたのか(内容)
- いじめのきっかけは何か(背景と要因)
- いつ頃から、どのくらい続いているのか(期間)

事案対処 迅速且つ組織的な対応

1発見	2情報収集	3事実確認	4方針決定	5対応	6解消経過観察
直ちに管理職へ報告	<ul style="list-style-type: none"> 誰が誰を どんな内容 きっかけは いつごろからいつごろまで ※複数で対応	<ul style="list-style-type: none"> いつどこで どんな被害 	<ul style="list-style-type: none"> 苦痛除去を優先に 組織で対応 村教委、関係機関(SC、SSWとの連携) 	<ul style="list-style-type: none"> 被害者への支援 加害者への指導 保護者との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 十分な観察を継続 被害者へ肯定的関わり SC活用等で双方へケア 事例検証後再発防止

できるだけ迅速に、できれば即日の対応

